

運営指導における指摘事項を踏まえた注意点等について

運営指導において指摘事項が多い点及び留意していただきたい点は、以下の事項になります。

1 送迎加算

(1) 概要

指定障害福祉サービス事業所が利用者に対して送迎を行っており、事前に県に届け出た場合に所定の単位数を算定するもの。

(2) 加算を算定できない例

- ① 居宅以外を送迎場所にしていたが、利用者の同意書がなかった。
⇒居宅以外でも、最寄り駅等の集合場所との送迎が可能です。特定の場所を定めて、事前に利用者から文書で同意を得る必要があります。また、利用者や事業者の都合により、あらかじめ定めた場所以外の場所へ送迎した場合も、加算を算定できません。
- ② 送迎の記録がなかった。
⇒送迎加算の算定のためには、実際に利用した記録の整備が必要です。送迎加算を算定する場合は、利用日ごとに、誰がいつ利用したのか確認できる記録をつけてください。
- ③ 病院や他事業所を利用するための送迎
⇒病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはなりません（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く。）。
⇒短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えありません。ただし、短期入所事業所が、日中活動サービス事業所と当該短期入所事業所間の送迎を行った場合には、送迎加算は算定することができません。

2 食事提供体制加算

(1) 概要

低所得者等である利用者に対して、事業所の責任において、利用者に対する食事の提供のための体制を整えている場合に、一日につき所定の単位数を加算するもの。

(2) 加算を算定できない例

- ① 外部から弁当等を購入して提供している場合

- ② 出前等による食事を温め直して提供している場合
⇒事業所外で調理された食事を搬入し、提供する場合は、クックチル・クックフリーズにより冷蔵・冷凍されたものを再度加熱して提供するか、クックサーブによって温かいまま提供するもので、運搬手段及び衛生上適切な措置が取られている場合に加算の算定が認められます。
⇒調理を外部業者に委託する際には、利用者への食事提供に係る最終的な責任が事業所にあることを認識し、体制を整えてください。
- ③ 事業所に従事する調理員または業務委託をした第三者以外の者が調理をしている場合
⇒訓練の一環として、利用者が利用者の食事の調理を行っている場合には加算を算定できません。
なお、支援員等が調理を担当している場合は、調理に従事した時間は支援員等として業務に従事した時間から除外しますので、人員配置の確認の際には御注意願います。

3 欠席時対応加算

(1) 概要

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病などでその利用を中止した場合において、前々日、前日、当日に連絡があり、利用者・家族との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況や相談援助内容等を記録した場合に、一月につき4回まで算定できるもの。

なお、当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする。

(2) 加算を算定できない例

- ① 欠席時対応の記録がない、または不十分だった場合
⇒利用者が欠席しただけでは加算の対象とはなりません。利用者・家族に対する相談援助を行うとともに、その記録を残す必要があります。最低限、欠席の連絡を受けた日時、欠席の連絡をしてきた相手、欠席の連絡を受けた職員名、欠席した理由、次回の利用予定を記録してください。
- ② 利用者が事業所を休んだ理由が事前に予測できた場合
⇒利用者本人の急病以外でも、介護する家族の急病や急な法事など、事前に予測不可能な理由による欠席は加算の対象となります。しかし、定期的な通院など、事前に予測可能な理由による欠席は加算の対象とならないので御注意願います。

4 障害者虐待の防止・権利擁護

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）となります。

5 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

(1) 概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となります。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置が設けられております。

(2) 減算単位

〔業務継続計画未策定減算〕

・100分の3に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の1に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(3) 算定要件

以下の基準に適合していない場合、所定単位数が減算されます。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、

減算を適用しない。

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(4) 参考

令和5年度第1回集団指導で、策定にあたってのポイント等を示しておりますので、御確認ください。また、厚生労働省 HP に BCP の作成ガイドラインやひな形が掲載されておりますので、策定にあたっての参考にしてください。

[令和5年度第1回集団指導]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/syuudansidou.html>

[厚生労働省 HP : 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/douga_00003.html

8 特別地域加算について

(1) 算定要件

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者等に対してサービスの提供が行われた場合に算定ができる加算。なお、利用者の居住地以外にも、就労定着支援では利用者の居宅又は雇用された事業所が該当地域に所在する場合、保育所等訪問支援では利用児の通う保育所等が該当地域に所在する場合であって、それぞれ該当地域を訪問し、対面でサービスを提供した場合に算定が可能となる。

(2) 算定対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援

(3) 参考

宮城県内の対象地域については、県 HP に掲載されておりますので、参考にしてください。

[指定障害福祉サービス等における特別地域加算について]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tokubetutiiki.html>

9 定員超過となる場合の取り扱いについて

(1) 概要

指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回って利用させている定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とされていますが、厚生労働省告示の規定以上の利用人数となる場合には減算が適用されます。

(2) 減算単位

〔定員超過利用減算〕

・ 100分の70に相当する単位数を減算

(3) 注意点

減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、定員基準違反の状態に変わり無く、無条件に定員超過利用を容認するものではありません。なお、定員を超過する場合については、利用者処遇等について十分配慮のうえ、適切なサービス提供が行われる環境が担保されている必要があるため、予め指定権者へご相談願います。

10 自己評価結果の報告について（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

(1) 概要

指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を含む。（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等が減算となります。

(2) 減算単位

〔自己評価結果等未公表減算〕

・ 100分の15に相当する単位数を減算

(3) 指定通所基準等の規定に基づき、求められる具体的な対応

- ① 事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行う。（自己評価）
- ② 事業所を利用する障害児及びその保護者（保育所等訪問支援にあつては訪問先施設を含む。）による評価を受ける。（保護者評価）
- ③ ①及び②の結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図る。（改善）

の内容)

- ④ ①、②及び③（以下「自己評価結果等」と言う。）を、インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出る。

(4) 減算期間

当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することになります。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものです。

⇒情報公表システムの公表期限（毎年7月31日）までに前年度実施分の公表を行っていない場合は減算となります。

⇒新規指定の事業所については、指定から1年以内に実施し、届出を行ってください。

1.1 地域連携推進会議の設置等について（共同生活援助・施設入所支援）

(1) 概要

施設等と地域が連携することにより、「利用者と地域との関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」「施設等やサービスの透明性・質の確保」「利用者の権利擁護」といった目的を達成するため、『地域連携推進会議の設置』及び『当該会議の構成員による事業所見学の実施』が令和7年度より義務化されております。

(2) 会議の構成員と人数

地域連携推進会議の目的を踏まえ、構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある者、経営に知見のある者、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望まれます。

(3) 会議の開催頻度

最低でも施設等内での会議を1回以上、施設等への訪問を年1回以上実施することが必要である。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。なお、会議の設置は、指定を受けた事業所単位であることに留意願います。

(4) 会議の議題の内容

議事次第例は以下のとおり。

1. 施設等・地域の連携（40分）
 - ・障害についてレクチャー
 - ・近隣からの苦情等の共有
 - ・地域行事の御案内
 2. 施設等やサービスの透明性・質の確保（40分）
 - ・利用者の日常生活の様子について
 - ・経営状況の報告
 - ・BCP（業務継続計画）の策定状況について
 3. 利用者の権利擁護（40分）
 - ・虐待、事故、ヒヤリハットの報告
 - ・支援者の様子
 - ・利用者の意向アンケート結果
- (5) 『地域連携推進会議の設置等』に代える外部評価の実施等
事業者が、サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を実施している場合は、『地域連携推進会議の設置等』に代えることができる。

⇒参考：宮城県福祉サービス第三者評価機関

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/hyoukakikan.html>

12 個別サポート加算（Ⅰ）（一定要件の加配）について（放課後等デイサービス）

(1) 概要

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、「ケアニーズの高い障害児（※）」に対してサービスを提供した場合に、90単位/日を算定するもの。【個別サポート加算（Ⅰ）】（※）就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児「ケアニーズの高い障害児」に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤換算ではなく単なる配置で可。児発管は不可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するもの。【個別サポート加算（Ⅰ）（一定要件の加配）】

(2)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が公休日等により、配置されていない日については、「個別サポート加算(Ⅰ)(一定要件の加配)」(120単位)ではなく、「個別サポート加算(Ⅰ)」(90単位)を算定する必要がありますので、ご注意ください。